

一般競争入札を行うので、江別市契約に関する規則（昭和43年規則第1号）第5条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和8年3月23日

江別市長 後藤 好人

記

1 入札に付する事項

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 件名     | ホイールローダの売払（再入札）   |
| (2) 数量     | 1台  |
| (3) 物件概要   |   |
| ア 自動車登録番号  | 札幌000 る 12-90   |
| イ 車名、型式、呼称 | キャタピラー 2SS 910F   |
| ウ 初年度登録年月  | 平成12年2月   |
| エ 検査有効期限   | 令和9年10月26日  |
| オ 稼働時間     | 6,502時間（令和8年1月時点／継続稼働中）   |
| カ 特記事項     | バケットおよびスパイクタイヤ装着による現状有姿渡し、ホイール付夏タイヤ有り、特定自主検査実施済（令和5年、令和6年、令和7年） |

2 入札物件見学会の日時及び場所

下記の日程で行う。可能な限り物件を確認することとし、見学する場合は、必ず見学希望日の前日までに、江別市建設部土木事務所雪対策課に電話連絡の上、日程調整を行うこと。

(1) 日時

令和8年3月23日（月）から令和8年4月1日（水）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日（以下「祝日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。

(2) 場所

江別市建設部土木事務所雪対策課

江別市元江別本町21番地（電話011-383-5900）

3 入札参加資格要件

入札参加希望者は、次に該当する要件を全て満たしていること。

- (1) 直前5年間に、本市発注の公共除雪・排雪の実務経験があると認められる者であること、又は令和7・8年度江別市競争入札参加資格者名簿（物品・役務関係）に登録されている者で、当該物件と概ね同規模以上と認められる物件について買取もしくは本市への納入実績がある者であること。

- (2) 当該物件を操作するための運転資格者が確保されていること。
- (3) 本件告示日から入札執行の日までの間に、競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成2年4月1日市長決裁）に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けたが、本件告示日までその停止期間を経過している者を含む。）であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 市税に未納がない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に、次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

前記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類を提出しなければならない。

ア 申請書類

申請書類名	必要書類	
	個人の場合	法人の場合
(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書 ※ (ケ)と同一の印鑑を使用すること。	○	○
(イ) 除雪・排雪業務経歴書 ※直前5年間に、本市発注の公共除雪・排雪の実務経験があると認められる者に限り提出を要する。	○	○
(ウ) 運転資格者の除雪・排雪業務に関する経歴書 ※直前5年間に、本市発注の公共除雪・排雪の実務経験があると認められる者に限り提出を要する。	○	○

(エ) 運転資格者の免許証等の写し ※ (ウ)に記載された者の大型特殊免許及び車両系建設機械（整地等）技能講習修了書を用意すること。 ※直前5年間に、本市発注の公共除雪・排雪の実務経験があると認められる者に限り提出を要する。	○	○
(オ) 同規模物件買取〔納入〕実績書（契約書等の写しを添付すること） ※令和7・8年度江別市競争入札参加資格者名簿（物品・役務関係）に登録されている者で、当該物件と概ね同規模以上と認められる物件について買取もしくは本市への納入実績がある者に限り提出を要する。	○	○
(カ) 身分証明書 本籍地の市町村長発行 ※ 申請日の3か月以内に発行のもの【複写可】	○	—
(キ) 市税納税証明書 （非課税の場合はその証明書） ※ 申請日の3か月以内に発行のもの【複写可】	○	○
(ク) 法人登記現在事項全部証明書 ※ 申請日の3か月以内に発行のもの【複写可】	—	○
(ケ) 印鑑証明書 ※ 申請日の3か月以内に発行のもの【複写可】	○	○
(コ) 特定関係調書 ※ 江別市競争入札参加資格審査申請時に提出したものから変更がない場合は省略可	○	○

#### イ 受付期間

令和8年3月23日（月）から令和8年4月1日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。受付期間を過ぎたものは受け付けない。

#### ウ 申請書類の配布及び受付場所

(ア) 江別市建設部管理課総務係（電話011-381-1035）

(イ) 本市ホームページ（配布のみ）

#### エ 提出方法

郵送又は持参により提出。郵送の場合は、配達記録が残る方法で送付し、受付期間内に必着とする（ファクシミリ又は電子メールによるものは受け付けない。）。

- (2) 江別市入札契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成26年3月26日市長決裁）の規定による排除措置（以下「排除措置」という。）を受けている者の申請は受け付けない。また、入札参加資格を認められた者が入札の執行までの間に排除措置を受けたときは、当該入札参加資格を取り消し、当該被措置者に通知する。
- (3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。
- (4) 入札参加資格の確認結果については、令和8年4月13日（月）までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(5) その他

- ア 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された資料は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書類は、返却しない。

5 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認められた理由について、説明を求めることができる。この場合は、令和8年4月17日（金）までに、江別市建設部管理課総務係に書面を提出して行わなければならない。
- (2) 説明を求めた者に対しては、令和8年4月21日（火）までに書面により回答する。

6 入札方法等

- (1) 本件入札は、郵便により行う。
- (2) 入札者は、所定の入札書に必要事項を記入し、封筒に入れて提出しなければならない。
- (3) 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、書換え、引替え又は撤回することができない。
- (4) 入札書の到達期日  
令和8年4月22日（水）必着  
送付先 江別市建設部管理課総務係（住所：北海道江別市高砂町6番地）
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 本件入札は、一般競争入札により本市が定める予定価格以上の金額で最高の価格をもって入札した者と売買契約を締結する（せり売りではない。）。
- (7) 開札は、内封筒が未開封であることを立会人全員が確認した後、直ちに行う。開札の結果、落札者がいない場合は、本市が指定する日時に再度入札を行うが、再度入札は原則として2回を限度とする。
- (8) 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。
- (9) 落札決定された者が契約締結までの間に排除措置を受けたときは、落札決定を取り消し、当該被措置者に通知する。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 江別市契約に関する規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (2) 本告示に示した条件を満たさない者が行った入札
- (3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札

8 入札保証金及び契約保証金 　　いずれも免除とする。

## 9 契約書作成の要否 要

### 10 開札の日時・場所等

- (1) 日時 令和8年4月23日(木) 午前9時00分
- (2) 場所 江別市別館会議室

### 11 契約締結及び売買代金の納入

- (1) 契約金額は、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。
- (2) 売買契約の締結は、落札決定の日から7日以内に行うこと。期日までに契約ができないときは、落札決定を取り消す。
- (3) 売買契約の締結は、一般競争入札参加資格確認申請書に記載された名義で行う。
- (4) 売買代金は、市が発行する納入通知書により、納入通知書の発行日から14日以内に納入し、納入後、領収書の写しを提出することとする。なお、売買代金の分納は、認められない。
- (5) 期限までに売買代金が納入されなかった場合は、契約は無効となる。

### 12 所有権移転及び物件引渡し

- (1) 当該物件は、売買代金の納入後、名義変更に必要な関係書類とともに落札者に引き渡す。
- (2) 当該物件の引渡しは、契約締結後に、江別市建設部土木事務所雪対策課と打合せの上速やかに行うものとし、当該物件の運送は、落札者の責任において落札者負担で行うこと。また、引渡し後は、当該物件の本体に塗装された江別市の表示を速やかに消去すること。なお、これに要する経費は、落札者の負担とする。
- (3) 当該物件は現状引渡しとし、市は引渡し後の不調、故障等についての補償を一切行わない。
- (4) 落札者が売買代金を納入し、かつ、物件引渡しが完了したとき、危険負担は落札者に移転する。よって、その後に発生した当該物件の破損、盗難及び焼失等による損害の負担は、落札者が負うものとする。
- (5) 落札者は、当該物件に係る所有権の移転登録を令和8年5月11日(月)までに行うこととする。なお、これに要する経費は、落札者の負担とする。
- (6) 落札者は、名義変更が完了した場合、江別市建設部土木事務所雪対策課に自動車検査証の写し及び道路維持作業用自動車の届出書に添付した写真(前面・後面・左面・右面の4面を撮影したカラー写真)を遅滞なく提出すること。なお、これに要する経費は、落札者の負担とする。

### 13 その他

- (1) 入札参加者は、本告示書を熟読し、遵守すること。
- (2) 入札参加者は、本件入札に関し市の担当者の指示に従うこと。
- (3) 本告示書に定めのない事項は、全て地方自治法、同法施行令、江別市契約に関する規則の定めるところによって処理する。